

横浜市障害者研修保養センター条例

昭和 59 年 10 月 5 日

条例第 40 号

注 昭和 63 年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市障害者研修保養センター条例をここに公布する。

横浜市障害者研修保養センター条例

(設置)

第 1 条 障害者、その家族その他の者(以下「障害者等」という。)が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘(以下「センター」という。)を横浜市都筑区に設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に障害者その他市長がこれに準ずると認めた者をいう。

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供
- (2) 障害者等の保養のための施設の提供
- (3) 障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供
- (4) 障害者等の福祉に関する相談及び指導
- (5) その他前各号に準ずる事業

(施設)

第 4 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 宿泊室
- (2) 研修室
- (3) 児童遊戯室
- (4) 機能回復訓練室
- (5) 相談室

(利用者)

第 5 条 センターを利用できる者は、障害者、その家族及び障害者と同行する者とする。ただし、施設に余裕がある場合は、その他の者も利用することができる。

(利用時間等)

第 6 条 センターの利用時間及び休所日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 7 条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができることを認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができることを認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第8条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第9条 第4条第1号から第4号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の施設の利用の許可の申請の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第10条 前条第1項の規定により第4条第1号に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、センターの利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) その他その利用が管理上不適當と認められるとき。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(昭和 61 年 2 月条例第 2 号)

この条例は、昭和 61 年 2 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月条例第 17 号)

この条例は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行し、この条例による改正後の横浜市障害者研修保養センター条例別表の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成 6 年 9 月条例第 46 号)

この条例は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 11 年 2 月条例第 10 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 15 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 78 号)

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市障害者研修保養センター条例第 12 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市障害者研修保養センターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第 10 条第 2 項)

| 区分\利用者 | | | 障害者及び介護人 | | その他の者 | |
|--------|----|--------|----------------|------------|----------------|------------|
| | | | 6 歳以上 13 歳未満の者 | 13 歳以上の者 | 6 歳以上 13 歳未満の者 | 13 歳以上の者 |
| 宿泊室 | 宿泊 | 1 泊につき | 円 1,700 | 円 2,200 | 円 3,000 | 円 4,500 |
| | 休憩 | 1 回につき | 500 | 600 | 900 | 1,200 |

(備考)

- 1 「宿泊」とは、午後 4 時から翌日の午前 10 時までの間に利用する場合をいう。ただし、2 泊以上する場合は、入所する日の午後 4 時から退所する日の午前 10 時までの間に利用する場合をいう。
- 2 「休憩」とは、午前 11 時から当日の午後 3 時までの間に利用する場合をいう。ただし、「宿泊」と連続して利用する場合は、「宿泊」の前の「休憩」は午前 11 時から当日の午後 4 時までの間に利用する場合を、「宿泊」の後の「休憩」は午前 10 時から当日の午後 3 時までの間に利用する場合をいう。
- 3 介護人は、障害者 1 人につき、2 人までとする。
- 4 「その他のもの」が単独で宿泊室を宿泊利用する場合にあつては、1 泊につき 1,000 円を加算する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改定規定(同表(備考)2にただし書きを加える改定規定を除く。)は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市障害者研修保養センター条例別表の規定は、前項ただし書きの規定による施行の日以後の利用にかかる利用料金について適用し、同日前の利用にかかる利用料金については、なお従前の例による。